

特定非営利活動法人まーぶる 会員規約

本規約は、京都市内の障がい児・障がい者の社会参加と福祉の推進を目的とする当法人の会員に関する事項について定めるものです。

第1条（入会）

- 1 当法人に入会を希望される方は、所定の入会申込書にご記入の上、お申し込み下さい。
- 2 当法人は、申し込まれた方について下記の事由がない場合は、入会を認めます。

記

- (1) 暴力団等、反社会的団体、その関係者、または反社会的な活動をされる方
- (2) その他、当法人の目的事業にそぐわない方

第2条（会費）

- 1 会費は、年間2,000円です。
- 2 年度途中の入会についても、同額を会費として申し受けます。
- 3 事務局の方で会費納入を確認した方には、会員証を発行します。
- 4 会員証（会員資格）の譲渡、貸与は出来ません。

入会金はありません。

第3条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をした時。
- (2) 本人が死亡もしくは失踪宣告を受け、またはNPO法人まーぶるが消滅した時。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納した時。
- (4) 除名された時。

第4条（退会）

会員は、所定の退会届を法人に提出することにより、いつでも任意に退会することが出来ます。

第5条（除名）

会員が、次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、除名します。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えます。

- (1) 定款等に違反した時。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした時。
- (3) 会員となった後に、第1条第2項記載の事由が判明した時。（入会后、事後的に判明した場合も含む）

第6条（抛出金品の不返還）

納入した会費、その他の抛出金品は返還しません。

第7条（会員の権利）

- (1) 総会に出席して議決権を行使することが出来ます。
- (2) 会費とは別に出資することが出来ます。
- (3) 送迎サービスの顧客名簿へ登録することにより、送迎サービスをご利用して頂けます。但し、法人の事業所を利用される方に限りです。

【個人情報の取扱について】

当法人は、会員の個人情報（氏名・住所・電話番号等、個人を識別できる情報）については、その重要性を認識し、適正な収集・利用・保護を図るとともに、安全管理を行い、下記の目的の範囲内で取扱い致します。

- (1) 会員に対する「まーぶる通信」その他、配布物等の送付。
- (2) その他、当法人の運営に関する業務。
- (3) 以下の場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

イ 情報開示や第三者への提供について会員ご本人の同意がある場合。

ロ 裁判所・警察・弁護士会等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合。

ハ 会員の行為が、当法人の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらの保護のために、必要と認められた場合。

ニ 生命、身体または財産の保護のため、緊急に必要で、事前に会員ご本人の同意を得ることが難しい場合。この場合は、事後に報告致します。

* 個人情報保護取扱に関するお問い合わせ・ご意見、個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めは、法人事務所で受け付けています。

■ 申込書の送り先

特定非営利活動法人まーぶる

〒615-0882

京都府京都市右京区西京極葛野町39番地

■ 会費のお振込先

京都中央信用金庫 西京極支店

口座番号：(普通預金) 0453574

口座名義：特定非営利活動法人まーぶる 理事 福富恵美子

*お振込を確認後、会員証の発行をもって、入会手続の完了とさせていただきます。

附測

この規則は、平成24年(2012年)6月17日から施行する。